

平和とよりよき生活のために

広島の

せいきょう

第20号 2007年3月23日
広島県生活協同組合連合会発行
〒730-0012

広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル4F

TEL 082-502-3850

FAX 082-502-3860

E-mail: kenren.h@proof.ocn.ne.jp

URL: http://kenren.jccu.coop/hiroshima/

新春学習交流会 開催 1/11(木) メルバルクHIROSHIMA

～環境問題を学習－未来の鍵握る生活者として～

式典では、はじめに主催者を代表し、富田巖会長理事より、「設立40周年を迎える今年、ますます地域社会に役立つ生協として会員とともに新たなスタートの年としたい」と挨拶を述べました。続いて、ご来賓の広島県県民生活部長の山本



主催者挨拶 富田巖会長理事

航三様より、消費者トラブルの啓発・防止など生協の取り組みについての評価と、県民が安心・安全に暮らせるための活動に期待する、とのご祝詞をいただきました。また、JA広島中央会専務理事の黒木義昭様からは、近い将来に予測される世界的な食糧危機の問題等に触れ、協同組合同士これからもあらゆる面で互いに学習を深め行動していきましょう、と激励のメッセージをいただきました。

記念講演は、安藤忠男さん（広島大学学長特別補佐、広島大学名誉教授）を講師にお迎えし、「未来からの発想～鍵握る生活者達～」と題し、地球温暖化を中心に、環境問題と市民が担う役割についてお話しいただきました（参加者：役員・組合員リーダー100名）。

人口増加、温暖化など環境の変化は全て指数関数的に様相を変えることを過去のデータから分析し、一気に状況が悪化する危険性を指摘。自身が実践・挑戦されている環境負荷の少ない家と生活の紹介も交え、講演中も参加者とやりとりしながら、研究者としての理論を生活者の視点でわかりやすくお話しいただきました。

「全ての人に地球市民としての自覚と行動が求められ、これは“一人がみんなのために、みんなが一人のために”という生協の理念と一致。地球の未来を決める生活者のリーダーとして生協に大いに期待する」とのメッセージで講演は締めくくられました。

ご来賓

- 山本 航三様（広島県県民生活部 部長）
- 黒木 義昭様（JA広島中央会 専務理事）
- 永瀧 正憲様（広島県労働者福祉協議会 副会長）
- 照井 雅史様（日本生協連合会中四国地連 事務局長）



講師 安藤忠男さん



熱心に聞き入る役員・組合員リーダー100名

「ひろしまの森づくり県民税」 2007年4月スタート

広島県は、面積の72%が森林です（うち92%が民有林）。豊かな森林は、雨水をたくわえ洪水や渇水を緩和し、土砂崩れを防ぎ、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止するなど、私たちの生活を守ってくれます。

しかしながら、現在、林業の停滞や農山村の過疎化などから、手入れが放棄された森林が増加しており、このまま放置すれば、災害の誘発にもつながる危険な状態にあります。

そこで、県民納税者一人当たり年額500円（法人などは県民税均等割額の5%相当）が、目的税として今後5年間徴収され、山の手入れや間伐材の利用、森林ボランティア促進などのために使われます。税収と使途は明確にされ、実施した事業内容などは毎年公開されます。

手遅れになる前に豊かな森を取り戻せるよう、県民みんなで税の使い道と取り組みに関心を持ち、県民参加の森づくりを実現していきましょう。

消費者団体訴訟(団体訴権)制度

いよいよスタート!

念願の消費者団体訴訟制度(消費者契約法の一部を改正する法律)が2006年6月7日に公布されました。消費者団体訴訟制度とは、消費者全体の利益のために消費者団体に訴訟を起こす権利を付与するというものです。一定の要件を満たした適格消費者団体は消費者契約法に違反する事業者の不当な行為(不当な勧誘行為・不当な契約条項の使用)に対して差止請求ができるようになります。といっても、被害を受けた消費者からの情報でいきなり訴訟を起こすわけではありません。訴訟はあくまで最終的な手段。適格消費者団体が該当する事業者に対し裁判外の交渉をすることで不当行為を是正する抑止効果も期待できます。かつては法的裏づけがなかったため消費者団体が事業者に入会をしても活動に限界がありましたが、本制度の導入で内閣府に認定される「適格消費者団体」は、公正な市場の監視役として、大きな役割を果たすことになるでしょう。

さて、広島県生協連合会の消費者政策の取組みは、特定非営利活動(NPO)法人「消費者ネット広島」を支援する形で進めています。「消費者ネット広島」は、本年6月7日に施行される新制度の「適格消費者団体」をめざして準備を進めています。認定要件は厳しいながらも、消費者契約に関する「少額・同種・多発」する被害に歯止めをかけたい一念で、この4月には独立事務所を開所、情報収集活動も開始する予定です。

消費者全体の利益につながる活動は消費者全体で支えていくというスタンスで、是非、消費者被害の情報収集活動に、身近な被害情報を提供したり、活動に賛同いただける団体・個人には会員として参画していただくことをお願いします。

広島県生協連は、引き続き「消費者ネット広島」を支援していきます。



消費者ネット広島 マスコット

■会員状況(2007年1月末現在)

	個人	団体
正会員	102	※6
賛助会員	26	※2

(※6の団体) 広島県消費者団体連絡協議会、広島県生活協同組合連合会、広島中央保健生活協同組合、生活協同組合ひろしま、生活協同組合ひろしま労働組合、広島合同労働組合生協ひろしまパート支部
(※2の団体) 広島大学消費生活協同組合、呉市消費者協議会

《不当な勧誘行為の例》

- 「この機械をつければ電話代が安くなる」と勧誘し実際には効果のない機械を販売(不実告知)
- 元本保証のない金融商品を確実に値上がりすると説明して販売(断定的判断の提供)
- 他、不利益事実の不告知・不退去・監禁など

《不当な契約条項の例》

- 消費者が解約した場合、支払い済の代金を一切返金しないとする条項
- 賃貸借契約において、借主に過重な現状回復義務を課する条項など

《適格消費者団体の認定要件》

- 特定非営利活動法人又は民法34条に規定する法人であること。
- 不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図るための活動を主たる目的とし、その活動を相当期間継続して適正におこなっていること。
- 体制および業務規程が適切に整備されていること。
- 理事会の構成及び決定の方法が適正であること。
- 消費生活の専門家及び法律の専門家が共に確保されていること。
- 経理的基礎を有すること。 など

弁護士が対応します

レンタル・敷金トラブル110番

☎ 082-225-3300 (広島市消費生活センター内)
2007年4月6日(金) ※1日のみの相談
相談時間: 10:00~16:00

4月3日より、「新」事務所 開設!

契約・解約トラブルに関する情報提供はこちらまで

☎ 082-222-9141

相談日時: 火・木の14:00~17:00(祝祭日除く)
「消費者ネット広島」新事務所
広島市中区上八丁堀7-1ハイオス広島3F

専門委員会の活動

◆くらし・消費者委員会

～家計簿モニター交流会を開催します～

くらし・消費者委員会では、家計簿モニターを対象に、交流会を開催します。

家計簿記帳上の悩みや、家計簿をつけ続けるメリットとコツを出し合い、継続の源になるような交流会にしたいと考えています。パソコンによる記帳についても紹介する予定です。

「家計簿モニター交流会 ～日ごろのお悩み解決します～」

日時：4月17日(火) 10:00～12:00

場所：広島市まちづくり市民交流プラザ 5F研修室

対象：家計簿モニター(約30名)

◆食の安全委員会

～食生活アンケートで意識改革を～

食の安全委員会では、組合員向けのアンケートを実施します。

食生活の乱れやカロリーオーバーによる肥満、成人病、メタボリック症候群などの罹患が増える中で、組合員の食生活の実態を把握するとともに、改善への意識改革につなげていくことを目的としています。

4月に会員生協の役職員約200名にアンケート協力を依頼し、5月に集計・分析の予定です。

福祉学習交流会 開催 1/27(土) 広島市南区地域福祉センター

～“生協らしい福祉”について現場職員が交流～

「生協らしい福祉」について改めて考え、協同組合として一層地域に役立つことができるのか交流することを目的に、県内で福祉事業に取り組む各生協の現場職員を対象に「第1回 広島県内 生協福祉学習交流会」を開催しました(参加者70名、広島県生協連 福祉事業推進協議会主催)。

第1部の講演会では、鈴木勉さん(佛教大学 社会福祉学部教授)を講師に迎え、「福祉における協同組合の役割」と題してご講演いただきました。福祉を「潜在能力の発達を平等に保障すること」と位置

づけ、今の介護保険制度、とりわけ応益負担原則の問題点について指摘された上で、相互扶助組織の協同組合が果たす役割の重要性についてお話しいただきました。また、「協同組合らしさとは、利用者や働く人・ボランティアなどを客体におかず、主体者として位置づける組織構成であるはず」と、利用者とケアワーカーやボランティア、家族との「共同関係」を築く大切さを提起いただきました。

第2部の交流会では、「ヘルパー」「サービス提供責任者」「ケアマネジャー・事業所長等」の3つの職種ごと計8つのグループにわかれ、「日頃

の悩みや聞いてみたいこと」「生協らしい福祉、生協だからできること」などをテーマに意見を出し合いました。どのグループも、時間いっぱい活発に話し合われ、生き生きと輝いた参加者の表情が印象的でした。

まとめのつどいやアンケートでも、「他生協の工夫や努力を聞き、ヒントになった」「生協のネットワークをもっと活かしたい」「みんな真剣に福祉という仕事に向き合っているんだな、と感じ、自分もがんばろうと思った」「生協らしさや利用者との共同関係を意識して、明日からの仕事に活かしたい」「次は異業種のグループで交流してみたい」など、期待や豊富が述べられました。

充実した学習交流会となり、今後も参加者の声を反映しながら、発展的に継続する予定です。



講師 鈴木勉さん



交流会 悩みも笑顔で



交流内容を全体に報告

会員生協しポーターからの報告



広島県高等学校生活協同組合

広島県高校生協50周年～原点を振り返って～

広島県高校生協は2006年6月で創立50周年を迎えました。戦後の混乱期、特に被爆によって広島市内は焼け野原となり、教職員の生活物資はもちろん、学校の教育用備品・消耗品などが極度に不足していました。

教職員は戦火に遭わなかった地方へ生活の糧や学校の備品・消耗品を手に入れるために買い出しに行ったと伝えられています。一説には、教職員の年次休暇の取得率は、そのころ1日平均15%だったとのことで、多くの教職員が物資不足に奔走したことが推測されます。

その後このような生活や仕事上の物不足を解消し、学校現場で安心して教育に専念できる条件を整えるために、はじめは教職員組合の書記局に事業部を設け、書記さんが必要な物資の注文を受けて物資の調達を図り、学校へ届けるようになりました。やがてそれだけでは教職員や学校からの需要に追いつかなくなり、職域消費生活協同組合として1956(昭和31)年に高校生協が設立されたというのが高校生協50年の歩みの概略です。

物資があふれ高校生協の経営環境は大きく変わりましたがこの原点を踏まえ、今後も教職員の福利厚生や学校教育の振興のために寄与するよう、時代に即応した運営を行ってく所存です。

(専務理事 仁田 祥男)



生活協同組合ひろしま

コープ福祉センター観音がオープンしました

2007年3月広島市西区にコープ福祉センター観音がオープンしました。1階がデイサービスセンター「はいから坂」、2階が小規模多機能型居宅介護「ねぎ畑」です。さらに4月からは居宅介護支援事業所と訪問介護事業所も併設となり、4つの福祉事業を地域の中で総合的応援できる体制が整います。

デイサービスでは、生協間連携の強みを生かし、広島中央保健生協の理学療法士の計画プログラムによる機能訓練や、個別の入浴介助を行います。また、生協商品や旬の食材を活かして「食」へのこだわりも大切にします。

小規模多機能居宅介護は広島市内第1号の事業所であり、「泊り」「通い」「訪問」のサービスを総合的に提供していきます。

家庭的な雰囲気の中、ゆっくりとすごしていただける場所を目指します。



ねぎ畑に建つコープ福祉センターです。



檜風呂



リハビリルーム



私たちがお待ちしております